法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 6

2013 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 祐司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■ 法と人間科学支援室からのお知らせ ---------- 1

H25 年度模擬裁判 と 法と人間科学合宿、犯罪学セミナー開催のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2

「富山事件を通じて学んだこと」

九州大学　箱田 裕司

■ 研究アゴラ ---------- 3

論文紹介

「裁判員制度における書証の新たな提示方法：KTH CUBE システム」

立命館大学　山田 早紀・佐藤 達哉

巻頭歳時記

札幌は、もうすぐ雪の季節です。長い冬は少し気重ですが、枯れ木についた雪の花は格別に美しいものです。

秋は、領域の活動は盛んに展開し、9 月は、「第 1 回 目撃証言心理専門家養成セミナー」が北大キャンパスにて開催され、10 月は、当領域の中間評価があり身の引き締まるような結果である一方、今後の領域活動へのよい示唆となりました。11 月は、「東京法と心理研究会」が立ち上がり、発足の第 1 回目では若手を中心とした発表や全体の活発な討議と好調なスタートを切りました。来年の 3 月には、下記にお知らせするとおり模擬裁判、領域合宿・研究報告会、犯罪学リテラシー研修など大きなイベントが続きます。ご参加、ご協力の程よろしくお願いします。（支援室・高橋）

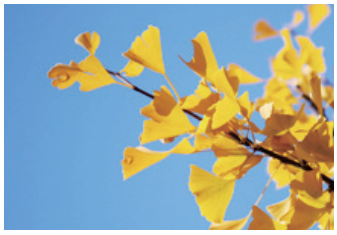

法と人間科学・総括班からのお知らせ

■ 3 月の領域イベントのご案内

※以下、ご案内のメールアドレスは、＊を＠に換えてご利用下さい。

2014 年 3 月に、領域の重点的な研究活動である模擬裁判を行います。それに併せて、同会場校にて領域合宿（討議会と研究報告会）を実施いたします。さらに、模擬裁判の翌日より、犯罪学セミナーを京都にて実施いたします。それぞれの概要について下記の通りご案内いたします。合宿については 3 ページをご覧下さい。

● 模擬裁判のご案内 と裁判員の募集

～模擬裁判に参加してみませんか～

「法と人間科学」では、「裁判員の心理」に関する研究のために模擬裁判員として模擬裁判に参加してくださる方を募集しています。裁判員制度や裁判に関心のある方は、ぜひご応募ください。
詳しいご案内は、法と人間科学 HP をご覧下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/427/

■ **日時：2014 年 3 月 2 日（日）** 13:00 ～ 17:00

■ **場所：慶應大学 三田キャンパス**（東京都港区三田 2-15-45）
最寄り駅：JR「田町」、都営浅草線・三田線「三田」、都営大江戸線「赤羽橋」
アクセス：http://www.keio.ac.jp/ja/access/mita.html

・**応募資格：国政選挙権をお持ちの方（司法関係者を除く）**

・**謝礼：5,000 円**

●お願いすること：殺人事件に関する模擬裁判を録画した約 90 分のビデオを視聴していただき、裁判長役の進行の下、90 分ほど議論をしていただき、有罪無罪、および量刑について結論を出していただきます。議論の様子は録音、録画させていただき、分析の対象とさせていただきます。また、個人のお考えについてアンケートにお答えいただきます。

●個人情報の保護などについて：データは個人を特定できる情報を除いた形で記録され、参加いただく方のプライバシーは完全に守られます。録画も必要に応じて顔が映らないなどの配慮をします。
録音、録画は限られた研究者以外は見ることができないようにします。

【申し込み方法】
参加を希望される方は、**住所・氏名・年齢・職業** を明記の上、下記まで往復はがきでお申し込みください。こちらから改めてご案内を差し上げます。
（**1 月 17 日締め切り**。なお、申し込みが定員を上回った場合には、抽選とさせていただきます。）

●申し込み・問い合わせ先：
〒 108-8345　東京都港区三田 2-15-45
慶應義塾大学・文学部　伊東 裕司
（Tel：03-5427-1431, Email：yitoh ＊ flet.keio.ac.jp）

● 犯罪学リテラシー研修のご案内

～あなたも、犯罪学をやってみませんか？～
Training Course for Criminology: Shall we learn criminoligy?

犯罪学を学びたいという学生から実務家や研究者まで、幅広い層を対象とした画期的な研修です。この機会をお見逃し無くご参加下さい。
詳しい内容は、法と人間科学 HP をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/429/

■ **日時：2014 年 3 月 3 日（月）** 13:00 ～ 18:00
2014 年 3 月 4 日（火） 9:30 ～ 17:30

■ **場所：龍谷大学・深草学舎・紫光館・至心館**

・対象：関連分野の研究者、実務家、学生など

※インテンシブな研修なので、人数に限りがあります。お断りすることもありますので、早めにお申し込み下さい。

● 1 日目

・石塚伸一「企画の趣旨」
【犯罪学における調査方法論
Introduction to the Research Methodology in Criminopogy 】
浜井　浩一「ランダムサンプリングと標本調査」
津島　昌憲「回帰分析」

● 2 日目

【犯罪・非行の調査研究 How to Research Crime and Delinquency 】
津富　宏「エビデンスとキャンベル共同計画」
上田　光明「犯罪学理論の検証：セルフコントロール理論・権力統制理論」
島田　貴仁「防犯対策の検証：犯罪リスク・防犯活動の実証研究」
・修了式

【申し込み方法】
●インターネットから：　http://rcrc.ryukoku.ac.jp/
①矯正・保護総合センターのホームページ（http://rcrc.ryukoku.ac.jp/）上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
②「お申し込み」フォームの必要事項（お名前・住所・メールアドレスなど）を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。
● FAX から：　案内チラシに添付された参加申込書にご記入の上、FAX：075-645-2632 に送信してください。

実務家と研究者のクロスセクション

富山事件を通じて学んだこと

九州大学大学院人間環境学研究院　箱田 裕司

2013 年 10 月 12 － 13 日に九州大学において第 14 回法と心理学会大会が開催された。その折、私はシンポジウム会場で久しぶりに、東大井内ゲバ事件（通称、富山事件：1974 年 10 月 3 日発生）で逮捕され、一審無罪、二審逆転有罪、上告棄却という経過を辿り、10 年間服役し 1995 年に出所した T 氏に会った。事件から 39 年経ち、出所してからも 20 年近くになるのに、まだ自分の無実を晴らすべく努力している彼を見て、この事件の裁判にからむ様々なことを想起した。

千葉大学教養部の私の研究室を富山事件の弁護団の方々が数人で尋ねてこられたのは 1985 年 12 月のことであった。それまで、記憶の基礎研究しかしてこなかった私にとって、殺人事件の弁護団からの鑑定書作成の依頼は初めてであり、たいへん緊張するものであった。この数日前、以前千葉大学におられた著名な先生から電話があり、「君を紹介しておいた。・・・もちろん断ってもいい」といった電話があり、どうすべきか戸惑いながら、この時を迎えていた。鉄棒で反対セクトの活動員を撲殺するという凄惨な内ゲバ事件であることから、直ちに引き受けることに躊躇したが、一方では「記憶研究は現実の社会で起こる問題の解決に顔をそむけていいのか、自分のやっている研究は社会では役に立たないものなのか」という声が心の中から湧きあがっていた。

弁護士の一人が「事件について全く知らない事務所員が、事件の概要について簡単な説明を聞いただけで、被告の写真を選ぶんですよ。そこには犯人らしさといった暗示性があるんではないですか。それをちゃんと調べてほしい」ということを言われて、この事件の鑑定を引き受けることにした。この事件は、写真の有する犯人暗示性だけでなく、実に多くの心理学的問題を含んでいた。一人の指揮者と 3 人の実行犯が、白昼堂々と鉄棒をふるって被害者を撲殺したという凄惨な事件であるということ、実行犯でなく離れた所に立っていた指揮者が被告人であるかどうかが争点であったことだけでも、いくつかの問題点が浮かび上がる。写真面割に使用された被告の写真がいかにも内ゲバの指揮者を思わせる風貌であったということ、鉄棒という凶器を使っての撲殺という凄惨な場面が引き起こす**情動的ストレス下の認知**であるということ、しかも被告は撲殺現場から離れた所に立っていた人物であること、**複数犯**による事件であること、証拠として有力な目撃者の一人の視力がよくて右眼 0.4、左眼 0.2 であったことなどがあり、これを一つずつ実験的に検討していった。

事件を知らない大学生を対象に、事件の概要について簡単に説明し、写真面割帳で犯人を選んでもらったところ、（与える教示によって若干の変動はあるが）常に富山被告の写真が、あるときは（他の人物と共に）一番に、またあるときは 2 番目に多く選ばれた。富山被告の写真はこの事件の犯人暗示性を持っていることを示すことができた。また、この事件をプロの俳優に再現してもらいそれを録画し、その録画を事件について知らない人に見せて、一人の指揮者、三人の実行犯を、同じ服装をした人物たちの写真帳から選んでもらうと、登場人物の役割の取り違えが起こること、殴打犯であった人物を指揮者と間違えたり、被害者を殴打犯と間違えるという混同誤答が少なからず認められた。さらに、ストレス下の認知では私たちが正確に認知できる視野（有効視野）が狭まり視野の周辺にある事物の認知が低下することなどを実験的に明らかにした。

この鑑定を通じて刑事司法の現場を垣間見ることにより、心理学のどのような問題が未解決で重要なものであり、解決を求められているのかを考える貴重な機会を与えられた。

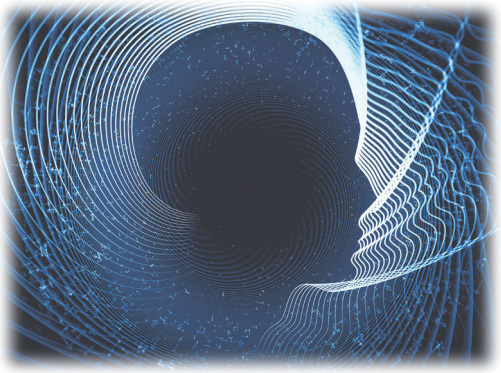

研究アゴラ

研究紹介

裁判員制度における書証の新たな提示方法：KTH CUBE システム

「三次元 TEM の可能性――供述分析」（2012）.
安田裕子・サトウタツヤ（編）
『TEM でわかる人生の径路――質的研究の新展開』
誠信書房，pp. 178-188.

日本学術振興会；立命館大学　博士課程　山田 早紀
立命館大学　教授　サトウ タツヤ

2009 年から日本で始まった裁判員制度は、今年 2013 年で 4 年が経ちました。制度の施行直後はうまくいっているようでした。しかし昨年、最高裁判所から出された「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下、報告書）では、裁判員経験者が「審理の理解しやすさ」について「理解しやすかった」と答える割合が徐々に低下していることが明らかになっており、裁判員制度の運用上の問題が指摘されています。

報告書によると自白事件では公判の全期間中、供述調書など書証の朗読に 1 時間以上を要しているというデータも出ています（最高裁判所，2012）。あまりにも長い書証の朗読は、裁判員の負担になるだけでなく、「審理の理解しやすさ」を低下させています（もちろん、書証は裁判員にとって審理のために必要な情報ですが）。また、公判で 1 つの事象について提示される証拠は、時として多岐にわたります。被告人や被害者、目撃者など複数の人の視点から語られるからです。複数の情報源をもつ情報なのですから仕方のない側面はありますが、複雑なものを理解するための認知的支援が必要なのではないでしょうか。

裁判員の方々が十分な判断材料を獲得するには、複数の情報源から発信される情報を整理し、十分な量の情報を提示する必要があります。裁判員がこうした情報をしっかり吟味する機会があってこそ初めて公正な裁判が実現するのではないかと私たちは考えています。

KTH CUBE システム（以下、KTH）とは、そうしたニーズにこたえようとするもので、書証、特に複数の情報源をもつ供述調書を裁判員らに提示するためのシステムです。KTH では、まず浜田（Hamada）式供述分析の手法を用いて供述調書を読み込むことで裁判の争点となっている項目を整理します。つぎに、複線径路等至性モデル（Trajectory Equifinallity Model; TEM）を用いて被告人・弁護人側と検察官側の主張の対立軸を事件の流れに沿って視覚化し、その対立項目一つ一つについて事件の関係者がどのように供述していたのかについて整理します。その後、KACHINA CUBE システム（三次元空間へ、地域の歴史や文化に関する断片的な語りを蓄積するツール）を用いて、供述調書が録取された時間順にそれぞれの供述内容を積み上げます（以上の 3 つの手順の頭文字をとって KTH CUBE システムと呼んでいます）。この KTH を用いて供述調書を提示することで、供述が変遷していることや変わらないことが明示されますし、供述されない項目があることを視覚的に示すことができるようになりました。

裁判員裁判での KTH の活用は、その実用性についての検証だけでなく、利用方法についてもさらなる議論が必要ですが、既に再審事件での供述調書の検証の場では一定の評価を得つつあります。書証の新たな提示方法として KTH を活用できるよう、今後も検討を続けていきます。

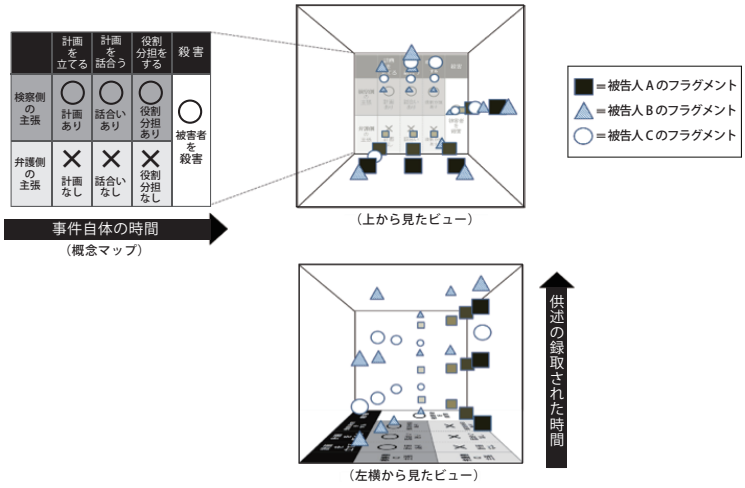

図　KTH の概念マップとキューブを上と左横から見たビュー

領域合宿：討議会と研究報告会のご案内

本年度も領域合宿では、討議会と研究報告会を実施いたします。貴重な有機的交流の機会に、領域研究に関わる若手研究者も **”奮って”ご参加ください（応募締め切り：12 月 27 日（金））。**

■ **日時：2014 年 3 月 1（土）午後**　グループ討議・懇親会
2014 年 3 月 2（日）午前　研究成果報告

■ **場所：慶應大学 三田キャンパス**（東京都港区三田 2-15-45）

・**対象：**領域メンバーおよび領域に関連する研究者・学生（定員 50 名）

※応募方法：メールでご案内した指定の応募フォームに必要事項を記入の上、研究班毎にまとめて、法と人間科学支援室まで下記メールアドレスにお申し込み下さい。

＜申込み・問合せ先＞

〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912

※メールアドレスは、＊を＠に換えてご利用下さい。